

### 銀行・信用金庫の減損会計対応

古江 晋也

#### 要旨

・減損会計の強制適用を目前に控え、各企業はその対応策に追われている。本稿では、減損会計の対応について3つの銀行・信用金庫にヒアリング調査を行った。  
・減損会計の強制適用を控えて、一部の金融機関は、遊休資産をローンセンター等に変更すること等を検討している。

#### はじめに

2005年4月以降の強制適用を控え、減損会計が重要な経営課題の一つとなっている企業も少なくない。減損会計の議論については、本誌2004年7月号に『減損会計適用と企業の対応』と題して、減損会計の概略とその特色、そして早期導入企業の対応についての検討を行った。本稿は、前回の一般的な議論を更に深めて、上場していない銀行、信用金庫の実務上の対応についてヒアリング調査を実施し、まとめてみたものである。ヒアリング調査は3つの金融機関で行った。金融機関Aにおける減損会計の実務的な取組みは最終的な段階であり、金融機関BとCはまだ初期段階であった。

本稿は、減損会計の処理プロセスを概観した後、グルーピング、主要な資産、減損損失の兆候、将来キャッシュフロー（以下、キャッシュフローはCF）、割引率、にどのように対応するのかをまとめ、最後に減損会計と今後の経営課題について考察した。

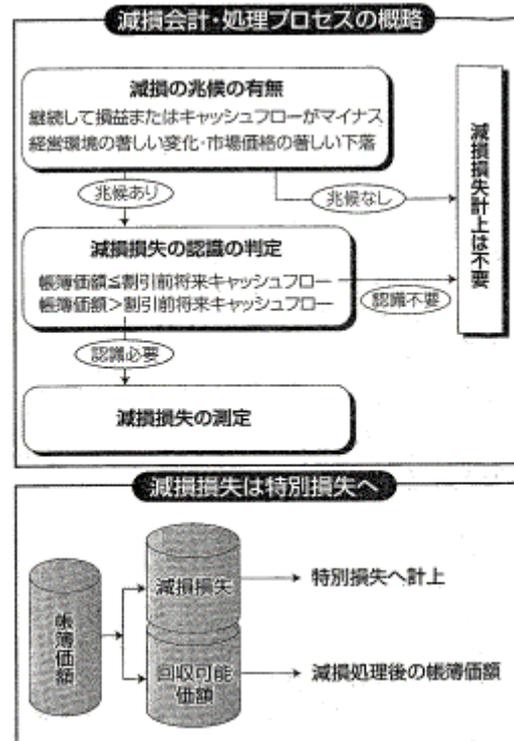
#### 処理プロセス

減損会計の処理プロセスは、資産のグルーピングが行われた後、減損の兆候があるか

どうかの識別、減損損失の認識の判定、減損損失の測定という手順によって行われる（図1・上図）。

第一段階の減損の兆候があるかどうかの識

図1 減損会計処理プロセス



出所) 古江晋也「減損会計の適用」

『日本農業新聞』2005年2月6日付

別は、営業活動から生じる損益または CF が継続してマイナスの場合、経営環境が著しく変化した場合、市場価格の著しく下落した場合などが挙げられ、当該資産(資産グループ)がこれらの兆候に該当すれば、減損の兆候にあると見なされる。

減損の兆候があれば、第二段階の減損損失の認識の判定が行われる。認識の判定は兆候のある資産(資産グループ)の割引前 CF の総額が帳簿価額を下回れば、減損の損失が認識される。

減損損失を認識すべきと判定された資産は、第三段階の減損損失の測定が行われる。測定は帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、減少額は減損損失として特別損失に計上される。

ここでいう回収可能価額とは、正味売却価額(時価 - 処分費用見込額)と使用価値(将来 CF の現在価値)のどちらか高いほうの金額となる。一般的には使用価値が高い金額になると考えられる。そして、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額となる(図1・下図)。

なお、減損会計では本社建物、試験研究施設など共有資産やのれんも減損処理の対象となる。

## グルーピング

グルーピングとは、CF を生み出す最小単位を基礎とし当該資産をグループ化することである。実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定がグルーピングを決定するとされ、同業種でも構成資産の異なるグルーピングが行われると考えられる。

グルーピングについては金融機関 A、B、C とも、管理会計上、支店単位で損益を把握しているため、支店単位で行うことにするという意見で

あった。出張所は表記上、「〇〇支店 出張所」となっており、帰属支店とグルーピングを行うとのことであった。ATMも帰属支店と同じグルーピングを行う方針である。

しかし、金融機関によっては狭域高密度の戦略であることを理由に全支店を一つのグルーピングとしているケースや早期適用の際に全支店を一つのグルーピングとしたケースもあるという。全支店を一つにグルーピングする場合、管理会計をベースにグルーピングを行うという減損会計の主旨を考慮すれば、慎重な対応が求められるであろう。

だが、繰延税金資産がかなりある状況において減損会計が導入されれば、経営上問題が生じるため、グルーピングを地域ごとに行いたいという意見も見られた。また、保養施設、本社本部、後方事務を行う地区センター、事務センターといった共用資産のグルーピングについては、人数、資金量に応じて各資産に配分する方針であると金融機関 C は述べた。

## 主要な資産

主要な資産とは、資産グループの将来 CF 生成能力にとって最も重要な構成資産をいい、資産のグルーピングの際に決定される。主要な資産については土地や建物などを考えることができるが、金融機関は立地条件に大きく依存するため、土地になるという見解を金融機関 A は示している。

ただし、テナント店舗の主要な資産については、実務上困難な問題があると各金融機関の担当者は答えている。保証金にすれば、減損会計の適用ではなく「金融商品に係る会計基準」になるためである。この件については 3 つの金融機関とも現在のところ検討中であるとしている。

## 減損損失の兆候

グルーピングが行われた後、減損会計は、第一段階の減損の兆候があるかどうかの識別が行われるが、この時、「営業活動から生ずる損益または CF が継続してマイナスの場合」とは、指針では営業上の取引に関連して生ずる損益であり、減価償却費や本社費等の間接的に生ずる費用が含まれ、支払利息や税金、一時的損益は含まれないとされている。

金融機関 A は、営業上の損益に減価償却費や本部経費と不良債権処理損失も含めて損益を把握する方針であるという。ただし、不良債権は突如として生じ、その全額を支店の損益に計上すれば、通常の損益とは大きく異なることになる。そこで、過去五年の平均損失額を支店の融資額の割合で配賦するということがあった。

金融機関 C は、本部費用の配賦基準はボリューム、つまり貸出金額等にしようとしている。ただし、預超店は貸超店(オーバーローン店舗)と役割分担を行っているにもかかわらず、相対的に損益は悪化している。そこで本支店レートを活用し、預超店は本店に貸出を行っているを見なし、余資運用利息を配賦することで調整する方針を金融機関 A、B、C は検討している。

## 将来 CF

将来 CF は、第二段階の減損損失の認識の判定および第三段階の使用価値を求める場合に活用されるが、将来 CF の見積についての成長率は、中長期計画で使用された数値と整合性のある数値、または、これまでの過去の一定期間における実際の CF の平均値に、これまでの趨勢を踏まえた一定または遞減す

る成長率によることとされている。金融機関 A は、事業利益の延長で計算し、CF は過去4年分で判断するとのことであった。過去4年分の根拠は、減損会計の兆候の有無を求める際に「継続してマイナス」の「継続」とは、過去2期であるということ考慮し、その倍としたためである。

合併を行った金融機関については管理会計上のデータが継続されていないなどの理由により、数年分しかないという意見もあった。さらに、合併によって、預金量が低下し、認知度が高まるまで実質マイナス成長である状況にもかかわらず、中期計画や公的資金等との関係があり、現実的な予測を反映することができない場合もある。そのため、やむなく1%成長としていく金融機関もあった。

ただし、割引前将来 CF の見積期間は資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうを選択するなど、不確実性の高い計算プロセスであることは否めない。

## 割引率

第三段階の減損損失の認識においては、使用価値を求める必要があり、使用価値は、[割引前将来 CF の総額 / (1 + 割引率)<sup>n</sup>]で求められる。

将来 CF が見積値(現在の延長線上で計算される予測値)から乖離するリスクを考慮して、一般的には割引率として「無リスクレート + リスクプレミアム」を採用することが多い。具体的には割引率として資本コスト(加重平均資本コスト)が用いられる。

加重平均資本コストは、{(他人資本コスト × 他人資本比率 + 自己資本コスト × 自己資本比率) / (1 - 実効税率)}で算定される。

加重平均資本コストを算定する場合、上場

企業であれば自己資本コストを求めるに際してCAPM(資本資産評価モデル)を使用することができる。しかし、非上場企業や協同組合組織の場合は、CAPMを求めることが困難であり、何らかの対応が必要となる。

そこで、金融機関Aは、他人資本コストは、預金利息、その他支払利息、経費といった資金調達原価率を、自己資本コストについては、「配当金/会員勘定」を用いる予定であった。

### 減損会計と今後の経営戦略

減損会計が導入されることによって金融機関の経営はどのように変化するのであろうか。

合併を経験した金融機関は、支店の統廃合によって生じた遊休資産の有効活用が現在の経営課題の一つとなっている。対策としては、統廃合を行った支店をローンセンターやパーキングに活用することを検討しているという。

本稿では、金融機関の減損会計の取組みについてまとめてみたが、金融機関は融資先企業が減損会計によってどのような影響を受けるのかということも考慮に入れなければならない。例えば、融資先企業が減損会計の適用によって、財務の健全性が損なわれた場合、最悪の場合は債務超過に陥る可能性がある。すると、金融機関の保有する債権が不良債権化し、金融機関への経営に大きな影響を与えることになる。そのため、金融機関は、自らの減損会計の適用と同時に融資先企業の減損会計適用にも注意しなければならないといえる。ただし、土地再評価を行った企業は大幅な減損損失を求められることは少ないと考えられる。

なお、本稿は銀行と信用金庫における減損

会計の方針についてのヒアリングを行ったものであり、実施段階において変更することがありえる。また、各金融機関は経営戦略や管理会計に違いがあるため、すべての金融機関に適用できるわけではない。

### 参考文献

- ・企業会計審議会[2002],「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」8月9日。
- ・企業会計基準委員会[2003],「企業会計基準適用指針第6号」固定資産の減損に係る会計基準の適用指針,10月31日。
- ・監査法人トーマツ[2004],「[Q&A]減損会計適用指針における会計実務」,清文社,2004年。